皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十四日ザンビア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月二十六日オーストリア国の国祭日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官報公用

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年10月28日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 27 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

茨 城 県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群 馬 県	前橋赤十字病院
埼 玉 県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新 潟 県	長岡赤十字病院
長 野 県	長野県赤十字血液センター及び長野県松本赤十字血液センター
岐 阜 県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静 岡 県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三 重 県	山田赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京 都 府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大 阪 府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵 庫 県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳 島 県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛 媛 県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福 岡 県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長 崎 県	長崎県赤十字血液センター
宮 崎 県	宮崎県赤十字血液センター
沖 縄 県	沖縄県赤十字血液センター

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

千葉労働局長　千葉　秀木

第４号中「１時間829円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

大阪労働局長　石井　淳子

第４号中「１時間795円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間786円」を「１時間789円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間758円」を「１時間761円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間822円」を「１時間825円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 27 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間783円」を「１時間785円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月10日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月二十三日（金）

○一般案件（抜粋）

一、予算編成等の在り方の改革について（決定）（内閣官房）